

旭川市社会福祉審議会会議内容報告書  
令和元年度第4回高齢者福祉専門分科会

開催日時 令和元年12月2日(月)  
午後6時30分～午後7時30分  
開催場所 旭川市7条通10丁目  
旭川市第二庁舎3階 問診指導室

会議の名称	令和元年度第4回高齢者福祉専門分科会
出席者	委員 秋本委員, 加藤委員, 杉野委員, 中川委員, 藤井委員, 峯村委員, 山下委員, 吉澤委員(8名) 事務局 金澤保険制度担当部長, 登野福祉保険部次長, 西島長寿社会課主幹, 池田長寿社会課主幹, 鎌田主査, 中岡主査, 浅沼
傍聴者数等	0人(一部非公開)
議事の内容 報告事項第1号 報告事項第2号 審議事項第1号	会長職務代理者の指名について 住宅前道路除雪事業に関する利用実態調査の実施について 特定施設入居者生活介護指定候補者の選定について
審議内容及び主な意見等 (開会)  (会議の成立)  (議事開始) 報告事項第1号  報告事項第2号	事務局から, 報告事項第2号資料の当日配付及び審議事項第1号の非公開について説明した。  ・会長から, 本日の出席委員が10名中8名であり, 専門分科会の定足数である過半数に達していることから, 会議を開会する旨を宣言した。 ・会長から, 会議の記録委員について, 藤井委員を指名した。  会長職務代理者である天野委員が11月20日付けで退任されたため, 旭川市社会福祉審議会条例第8条第4項の規定に基づき, 会長が杉野委員を会長職務代理者に指名し, 了承された。  事務局から, 報告事項第2号「住宅前道路除雪事業に関する利用実態調査の実施について」を資料に基づき説明。 [会長] 報告事項第2号に御意見, 質問があれば発言いただきたい。 [A委員] 調査票の問4「御自宅の玄関から公道までの宅地内の通路の除雪は, どうされていますか。」について, 福祉生協の除雪サービスを利用している場合は, 「その他」に書けばよいのか。 [事務局] 有料の制度であれば, 「その他」に「福祉生協」と具体的に書いていただければよい。 [A委員] 社会福祉協議会だけ選択項目にあるが, 意図はあるのか。 [事務局] 市が社会福祉協議会に委託して実施している福祉除雪サービス制度があるので, 選択肢として設けさせていただいた。 [B委員] 利用実態調査は毎年されていたものなのか, 若しくは今年度が初めてなのか。 [事務局] この調査は今年度が初めてである。 [B委員] 例えば, 苦情が多かった, 生活上困っていたという状況を市が把握した上で, 今回の実態調査を考えたのか。 [事務局] 住宅前道路除雪事業は, 大きく分けて身体障がい者と高齢者を対象としている。

身体障がい者は、障害者手帳の1級又は2級の認定を受けているという基準があるが、高齢者は、70歳以上という年齢制限はあるが、「自力又は家族等の協力によって除雪ができない」という部分の明確な基準がなく、現状では、自己申告により申請を受け付けている。一部の地域から、申請世帯が自身で除雪できる世帯ではないだろうかとの声もあり、そのような細かな実態を市として把握できていないところもあり、改めて状況を把握するために今回調査を実施しようと考えたところである。

[B委員]

回収率はどのくらいの見込みなのか。

[事務局]

6～7割くらいを見込んでいます。

[B委員]

調査をして、ある程度の基準をつくるということなのか。

[事務局]

今後の状況なども含めて、この調査結果を判断材料の一つにしたいと思っている。

[B委員]

了解した。

[C委員]

現在、高齢者の申請が多すぎて、道路除雪事業者もお手上げの状態であり、今年からモデル地区をつくり、市が1世帯当たり5,000円から7,000円程度の援助をし、作業してくれる町内会を受け付けていると聞いている。これからアンケートをとるよりも、実態をどうしていくかということが先決ではないかと思う。申請件数が多く、そのまま申請を受け付けては消化できない状況であると聞いているが、市はどのように考えているのか。制度が成り立たない現状で、これからアンケートをとるのでは少し遅いのではないかという気がする。

[事務局]

今お話いただいたとおり、今年度から、町内会に作業していただくモデル地区を選定し、取組を進めていくという状況である。今後町内会の方に作業をしていただく上でも、本当に援助が必要な対象世帯がどれくらいあるのかということを見極めて、制度を形づける必要があるため、実施体制の見直しと併せて今回実態を把握し、新たな基準を設けるのかどうかも含めて、同時並行で進めていきたいと考えている。

[C委員]

了解した。

[会長]

問1「あなたの年齢は。」で、選択肢が70歳以上となっているが、対象世帯は高齢者又は重度身体障がい者で構成される世帯であり、70歳未満の重度身体障がい者もいるが。

[事務局]

制度の対象ではあるが、今回の利用実態調査は、高齢者を対象に実施することとしている。

[会長]

身体障がい者の1級や2級であるかはどこで確認するのか。

[事務局]

身体障がい者の区分の方については、障害福祉課で申請を受け付けており、申請の段階で1級や2級に該当しているかを把握して認定し、決定通知を送付している。70歳以上の高齢者については、長寿社会課で決定通知を送付しているので、そこに同封をさせていただく予定である。

[D委員]

やはり遅きに失した感がある。今言われたように、モデル地区についてはもう間に合わないのでは、対象世帯が何世帯あるか分からないが、職員が行き、該当しない世帯がないか聞き取り調査をしなければ、モデル事業が無駄になってしまう。これからボランティアをする人にとっても、不本意に終わる可能性もある。この

<p>審議事項第1号</p> <p>その他</p> <p>(閉会)</p>	<p>調査結果は来年には生きると思うが、今年、見直しと同時並行でというのは、少し無理かなという気もする。</p> <p>[事務局]</p> <p>先ほどお話したように、「自力でできない」という抽象的な条件になっている。自力でできないと主張される方でも、客観的に見れば、自力でできると判断されることもあると思う。現状では、例えば本人に面談し、自力でできるかできないかを確認することは難しいと思っている。そのようなことも含めて、今回この調査を行った上で、皆様の御理解をいただきながら、基準を設けることについて検討を進めていきたい。今年、同時並行で行うのは、この調査の実施と、どのような基準を設けたらいいのかを検討することである。今年度サービスを受けられる方については、そこまで踏み込んだ形では難しいと思っている。また、道路除雪事業者が作業する世帯についてはそのような細かい判断をせず、地域の方が作業するモデル地区だけを判断するという事は、地域間での公平さを欠いてしまうとも思っている。今年度については、まず実態を把握した上で、どのような見直しの方策が考えられるのかということを検討していきたいと考えている。</p> <p>[会長]</p> <p>例えば、春に調査をしてデータを集め、年度内に基準を決めて翌年度に実施すれば、同時並行ではないので、少し混乱は避けられるかもしれない。一方で、同時並行でも早めにデータを集め、考えていくことがやはり必要だという側面もあるので、どちらが良いかである。</p> <p>[D委員]</p> <p>いずれにせよ、このアンケートの調査結果は、おそらく来年度に反映されると思う。ただ、今年からモデル地区の取組はスタートしており、今後の基礎となっていくので、モデル地区は別途調査をしたほうが良いと思った。</p> <p>[会長]</p> <p>12月末までにデータを集めるとしているが、通常はそれから調査結果の解析をする。ボランティアの方々からも御意見が出てくると思うが、事業を実施しながらアンケート調査が送付されてきて、自分が対象世帯であるか見直しをするという意味では、この時期に調査しても構わないと思う。</p> <p>[D委員]</p> <p>福祉除雪の場合は、昨年や一昨年に対象世帯で、申請のあった全ての世帯に電話をかけている。今年も状況が同じという人もいるが、今年は自分でできるという人も出てきて、対象世帯が前年より何%か減る。400世帯くらいあるが、50～60世帯くらいは減る。申請のあった世帯に電話をかけるのも一つの方法ではある。</p> <p>[事務局]</p> <p>昨年度の利用者に対して今年度の申請案内を送付した際に、あくまでも自力でできない世帯が対象であるという、制度を再度周知するチラシを同封している。ただ、申請件数を見ると、その効果はほとんど出ていないのが現状である。今回の調査結果を踏まえて、来年度の事業実施に向けて様々な部分で検討を進めていきたいと考えているので、御了解をいただきたい。</p> <p>[会長]</p> <p>お願い文の冒頭に、「道路除雪事業者の減少や重機オペレータの不足」と書いてある。以前は道路除雪事業者が140くらいいたが、現在は40くらいしかいないというデータが出ていた。色々な状況があるので、市民にこのような数字の情報を出したらいいのかどうかは微妙なところである。では、来年度に向けてスタートさせていくということで御了承いただいたこととする。</p> <p>「特定施設入居者生活介護指定候補者の選定について」：非公開</p> <p>事務局から、次回の分科会の開催時期と審議事項第1号資料の回収について説明。</p> <p>[会長]本日の分科会は、これをもって終了する。</p>
---------------------------------------	---